

役員及び評議員の報酬等に関する規程

社会福祉法人幸会

(目的及び意義)

第1条 この規程は、社会福祉法人幸会（以下「この法人」という。）の定款第九条及び第二三条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいい、評議員と併せて役員等という。
- (2) 常勤の理事とは、理事のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤の役員とは、役員のうち、常勤の理事以外の者をいう。
- (4) 報酬等とは、報酬、賞与その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称の如何を問わない。また、費用とは明確に区分されるものとする。
- (5) 費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費を含む）及び手数料等の経費をいい、報酬とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 役員等に対しては、職務執行の対価として、次のとおり報酬等を支給するものとする。ただし、この法人の職員を兼務し、職員給与が支給されている役員等に対しては、報酬等は支給しない。

- (1) 常勤の理事 報酬、賞与
- (2) 非常勤の役員 報酬
- (3) 評議員 報酬

(報酬等の額の算定方法)

第4条 常勤の理事に対する報酬等の額は、次に掲げる報酬等の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

- (1) 報酬については、別表1に定める額
 - (2) 賞与については、別表2に定める算式により算出される額
 - (3) 交通費については、別表3に定める額
- 2 非常勤の役員等に対する報酬の額は別表4に定める額とする。
- 3 職務のため出張をしたときは、経済的な通常の経路及び方法により出張した場合によって計算された旅費、もしくは用途上の必要や天災その他やむを得ない事情により最も経済的な通常の経路又は方法のよって出張し難い場合には、その現によった経路及び方法によって計算された旅費の

実費相当額（交通費（鉄道費、船賃、航空費、車賃とする。）、宿泊料（宿泊一夜につき、10,000円を上限とする。））を別途支給する。

（報酬等の支給方法）

第5条 常勤の理事に対する報酬等の支給の時期は、次の各号による報酬等の区分に応じて、当該各号に定める時期とする。

- （1）毎月28日（ただし、その日が土曜日、日曜日又は祝日の場合は、職員給与規定第5条の規定に準じて支給）とする。
- （2）賞与 毎年7月及び12月（職員給与規定第23条の規定に準じて支給）
- 2 非常勤の役員及び評議員に対する報酬は、理事会又は評議員会への出席など法人・施設運営のための業務にあたった都度、支給する。
- 3 報酬等は、現金により本人に支給する。ただし、本人の同意を得れば、本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振り込むことができる。
- 4 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額を控除して支給する。

（費用）

第6条 役員等が職務の遂行に当たって旅費以外の費用を要する場合は、当該費用を支給する。

（報酬等の日割り計算）

第7条 新たに常勤の理事に就任した者には、その日から報酬を支給する。

- 2 常勤の理事が退任し、又は解任された場合は、前日までの報酬を支給する。
- 3 月の中途における就任、退任、又は解任の場合の報酬額については、その月の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。
- 4 第2項の規定にかかわらず、常勤の理事が死亡によって退任した場合、その月までの報酬を支給する。

（端数の処理）

第8条 この規程により、計算金額に1円未満の端数が生じたときには、次のとおり端数処理を行う。

- （1）50銭未満の端数については、これを切り捨てる。
- （2）50銭以上1円未満の端数については、これを1円切り上げる。

（公表）

第9条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(補則)

第 10 条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定める。

(改廃)

第 11 条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

附則

この規程は、平成 29 年 4 月 1 日より施行する。なお、この規程は定款第六条及び第一七条において選任
または選定された役員等に適用する、

別表 4：平成 30 年 6 月 12 日改訂

別表 4：令和 4 年 6 月 16 日改訂

別表 1 (常勤の理事の報酬)

役職名	報酬の額
理事長	月額 300,000 円
業務執行理事	月額 250,000 円
理事	月額 200,000 円

別表 2 (常勤の理事の賞与)

基準日	支給日	支給額算定方法
7月1日	7月5日	報酬月額×2か月分
12月1日	12月5日	報酬月額×2か月分

別表3（常勤の役員の通勤費）

- 1 この法人の職員を兼務し、職員給与が支給されている役員等に対しては、通勤費を支給しない。
- 2 通勤費は、3月と9月の支給日に支給する。ただし、当該月以外で就任した場合の就任時の通勤費は、日割りによって支給する。
- 3 通勤費は次に掲げる場合に、常勤の理事に対して支給する。ただし、通勤距離が片道2キロメートル未満である者を除く。

（1）通勤のために交通機関を利用してその運賃を負担することを常例とする場合

支給額：その者の6箇月の通勤に要する運賃の額に相当する額

（2）通勤のために自転車等交通用具を使用することを常例とする場合

支給額：次の支給基準に定める額

（3）通勤のために交通期間を利用してその運賃を負担し、かつ、自転車等交通用具を使用することを常例とする場合

支給額：（1）と（2）の合計額

自動車の通勤距離	月額
2キロメートル未満	0円
2キロメートル以上10キロメートル未満	4,200円
10キロメートル以上15キロメートル未満	7,100円
15キロメートル以上25キロメートル未満	12,900円
25キロメートル以上35キロメートル未満	18,700円
35キロメートル以上45キロメートル未満	24,400円
45キロメートル以上55キロメートル未満	28,000円
55キロメートル以上	31,600円
自転車の通勤距離	月額
一律	1,000円

- 4 1箇月の通勤に要する運賃の額に相当する額が50,000円を超えるときは、その額と50,000円との差額の2分の1（その差額の2分の1が50,000円を超えるときは5,000円）を50,000円に加算した額を支給する。

別表4 (非常勤の役員等の報酬)

(1) 理事

	日額(源泉所得税控除後)
理事会等会議への出席	20,000 円
上記の他、法人・施設業務のための出勤	10,000 円

(2) 監事

	日額(源泉所得税控除後)
監事監査等への出席	30,000 円
理事会等会議への出席	20,000 円
上記の他、法人・施設業務のための出勤	10,000 円

(3) 評議員

	日額(源泉所得税控除後)
評議員会への出席	20,000 円
上記の他、法人・施設業務のための出勤	10,000 円